

第3給油所跡地の土壌汚染に関するお詫びとお知らせ

西春日井農業協同組合
株式会社JA西春日井エナジー
平成28年10月19日

当社が平成28年3月末まで運営していたガソリンスタンド「第3給油所」敷地内の一部の土壌及び地下水から環境基準値を超えるベンゼンが検出されました。本日、愛知県尾張県民事務所環境保全課に土壌汚染に関する調査結果を提出し、受理されましたので、報告させていただく次第です。本件につきましては、愛知県の指導に基づき適切に対処する所存でございます。

近隣住民の皆さまには大変なご迷惑とご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。

1. 汚染が確認された場所

愛知県北名古屋市中村佐渡2番ほか5筆 旧第3給油所跡地内 中央付近の土壌内17調査区画のうち2区画

※ 平成7年に揮発油の配管から漏れがあり、埋設油配管の補修を行いました。なお、以降は地下埋設配管の圧力検査を実施しており、漏えいの事実はございません。

2. 検出された汚染物質と程度

ベンゼン 1、土壌溶出量：環境基準値の3.7倍 2、地下水：環境基準値の6.6倍
※環境基準は0.01mg/ℓ

※ 敷地は厚さ15cm以上のコンクリート面で覆われているため、ベンゼンは気化による拡散及び雨水による流出の可能性は低く、人体や農作物への影響は少ないものと想定しております。念のため、愛知県による井戸水調査が実施されます。

3. 汚染発見の経緯

当該給油所は平成28年3月末に閉鎖し、解体を行うこととなりました。近年、土壌汚染対策法が平成15年に施行され、土壌汚染への関心が高まっており、当社としても給油所の解体に伴って愛知県条例である「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき調査を実施したところ、ベンゼンが検出されました。

4. 土壌調査の概要

県条例に基づき、平成28年4月18日～20日に土壌汚染対策法指定調査機関にて汚染の有無を確認することを目的とした1次調査を実施しました。この調査では敷地全体に対し条例に定められた10m区画ごと計17区画のガスおよび土壌を採取し、ベンゼンと鉛の汚染有無を調査しました。その結果、鉛は検出されませんでした。ベンゼンの汚染の可能性があることが判明しました。

2次調査（5月30日～6月20日）はベンゼンガスが検出された区画についてのボーリング調査を実施しました。この結果、ほぼ中央の2区画において、土壌及び地下水より環境基準値を超えるベンゼンが検出されました。

5. 汚染浄化に向けた対処

7月19日～8月10日の間、地下水汚染の拡散防止監視のため、敷地境界付近に5ヶ所の観測井戸を設置しました。

今後は、観測井戸にて地下水の水質確認を行いつつ、県当局の指導を仰ぎ、汚染土壌の掘削除去、浄化を進めてまいります。

6. 本件に関するお問い合わせ先

西春日井農協 本店 企画管理部 江口・渡辺 0568-23-4001
(株)JA西春日井エナジー 本社管理部 担当 加藤 0568-22-1159